

根室市介護保険事業運営委員会施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、根室市介護保険条例（平成12年条例第22号。以下「条例」という。）第3条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問並びに協議に応じて、介護保険事業の運営等について次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 諮問事項
 - ア 介護保険料に関すること。
 - イ 保険給付の種類並びに内容に関すること。
 - ウ 特別給付事業に関すること。
 - エ 保健福祉事業に関すること。
- (2) 協議事項
 - ア 介護保険事業計画に関すること。
 - イ 老人保健福祉計画に関すること。
 - ウ 予算決算に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員数)

第5条 条例第2条第1項に規定する委員は、次のとおりとする。

- (1) 保健医療関係者 5名以内
 - (2) 福祉関係者 4名以内
 - (3) 学識関係者 3名以内
 - (4) 被保険者代表 3名
- 2 前項第4号に規定する被保険者代表委員は、法第9条第1項に規定する第1号被保険者2名及び第2号被保険者1名とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護福祉課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。